## 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	米国中央銀行設立問題
Sub Title	
Author	松田, 暢
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.3, No.2 (1910. 2) ,p.176(66)- 185(75)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19100215-0066

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

内外に達すと云ふ。 年百磅の割合を以て計算し、 随て年額十六萬磅

を收受するものとす。 萬磅に付き二百磅の割合を以て、 期を限つて發行せらるいを以て其特色とす。 證券なるものあり、 外に千八百七十七年始めて發行せられたる大藏省 子歩合に準じて、 る年數の間に償還せられ、 グラッドスト 別を設けたり。 **點に就て英蘭銀行の重要なる任務は流動公債の發** 十八百六十六年の會計條例は出納證券 (Exchequ-Bill)と出納手形 (Exchequer Bond)との間に區 次に英蘭銀行と流動公債との關係を見るに、 一にして、 前者は國庫に於て、毎四小半季に市場の利 證券に對して、 、世間に其融通の道を求めしむるに在り。 ーン氏に依て發行せられ、 蓋し後者は千八百五十三年始めて 毎年十二月一日現在の手形證券百 利率を定む。 十二箇月叉は之より短かき時 英蘭銀行の爲す任務は何 定率の利子を付するに 以上三種の證券の 發行後或

## 米國中央銀行設立問題

## 田

抄譯したるものなり) 九年五月號に於て、米國「ハ 目下懸案中なる米國中央銀行問題に對して下せる批評を ヴ ル、ラブ、エコノミツク ドニ大學助教授スプ

る銀行業者及び一部の人士に依て熱心に唱導せら 來益々世間の注意を惹ぎ、 Ñ 甚だ多く且つ一朝恐慌に際しては全く其機能を失 因するものにして、 **令が認むる保護の規定は、** 信用機闘の不備なる、 ついあり。 の貨幣を保持すと雖る、 精密且つ多様なると共に、 米國に於ける中央銀行設立の職は、 全經濟社會に災害を及ぼすてと劇烈なるに起 佛蘭西を除き他の諸國の 固より是等の禍害に對して米國の法 近來殊に千九百七年の恐慌以 **其運用に蹉跌を生ずること** 現に少数ながら有力な 他の諸國に於けるより 銀行は信用 元來彼の の安全環 上の債務

後三囘卽ち千八百七十三年、 變動は他の諸國に於けるより も 劇 固を示すに過ぎずして、 止したるもの少なしとせず。 九百〇七年の恐慌に當て米國の銀行中支拂を停 更に甚だしきに至ては、 實際を見れば貸付歩 千八百九十三年及び 國立銀行創立以來前 しきのみなら 合

る經營方針を取れる結果として、 國の學者並に實際家の間に中央銀行を目して完全 **案の提出せらるゝも亦故なきに非ず、** 願なること明白にして 水に應じ、 圏庫機關として國庫金運用の衝に當り、 図に於ける金融上の病症を救濟するに適當なる機 むるを常とす。 N, て外國中 紙幣發行の權を收めて通貨の伸縮を自在な 國庫制定の下に於けるが如き資金の逼 恐慌に際しては、 又他銀行を指導して共同的動作に出 央銀行の狀態を見るに、 卽ち外國に於ける中央銀行は米 米國に於て 時保守着 自由に貸付の請 中央銀行は 況や歐洲諸 質を旨と 爲めに米 迫を 4

得ず、 数の如き、 雖る、 彼の米大陸の、 吾人は之を以て直に米國に於ける中央銀行に同 督統御す可きや。 以て足れりとする場合に、 説を異にし、 政體の相異は、 の效果あるとを信ずるを得ず、 普及するを得べ に於ける經驗を以て其效果を豫測し得るが如しと 本店は如何にして斯く遠隔の地方に在る支店を監 の支店を設けて、 中央銀行 央銀行の金融上に於ける效果斯の如しと雌 兩國間に 間に自ら事情を異にするものあればなり、 地方銀行業者の反對を蒙るは勿論差し當り 固より範圍及び效果の問題に就ては各人其 0) 效果を全からしむるや否や、 議論の岐る、處なれども、 佛諸國の中央銀行に於ては五百を 彼の例を以て直に之に適用するを 國土極めて廣濶なる、 叉實際に其實あるに於てをや。 於ける信用制度發達の程度及び其 始めて一般に中央銀行の效果を 或は加奈陀に於ける先例 而して斯く支店を設けたる場 米國の中央銀行は販子 蓋し歐洲諸國と米 果して能く 或は露國 彼の支店

取て以て 歐洲諸國に於けるよりも大なる可く 營業開始前に其到着を期するが如き敏活の措置を 於ける資金輸送の點を見るも、 店に對しては直に之を移すを得ず。又本支店間に の業務を爲し、 困難にして、 るが如く 爲すてと難く、 を必要とす可し、 備金を所有せざるべからざるてとい して相違する所ありとすれば、 趣あり、 第二の困難は、 り生ずる困難 間に處して機宜に適したる き爲め、前日の營業締切後に發送して、次日 即ち米國各州間に於ける經濟的活動には種 付に應ずる為め、 採用し得べきが如しと雖る、 人為的に準備金を集中せしむるは基 其強達程度も異なり、 全體の要求排債務に比例して多額の 隨て責任重大なる米國各地方の支 隨て各支店は常に資金を準備し置 と密接なる關係を 既逃銀行所在地の範圍の大なる 加ふるに他銀行が其不時の預 中央銀行に依賴する所は 方策を實行するに 取引の行はる 叉資本の 有す 中央銀行が 爲る可 異なる性質 小國に於け る B i P のな 0

> 以て、 部金融中心地たる諸州に對して懷く不信敵對の感 央銀行を設立するも、 るものなり。 に困難を覺ゆる處なる可く、 きを保す可からざるなり。 者ありや否や、 する者とするや否や、 情の如き、 するの必要ある可しと雖も、 を束縛し、 般の 世人は果して中央銀行經營の局に置くに適 と云ひなが 不信及び反感を買 假合ひ現在に於ては漸次其度を減じつ 其作用を無用ならしむるに至るてとな 尚ほ斯る地方的觀念を離れて、 是等の點に疑める以上は假合ひ中 5 態を完全に知悉し將來を先 或は彼等の外に適當の候補 佝ほ決して忽にす可 一方に却て其經營上の權能 へる米國金融の 是れは米國に於て殊 農業地方の諸州が 営業者を からざ 從來

今日米國の銀行制度に飲けたる鞏固と効用との二ば、深く意に介するを要せず。是等の反對を以て、於ける急激なる變動に伴つて冤がれ難さるのなれの諸點に止まるものならんか、是等は銀行制度に若しも中央銀行設立に對する反對にして、以上

連す可し。でするを得ず。吾人は是より各國中央銀行の效果を論定するを得ず。吾人は是より各國中央銀行の管掌室件を中央銀行の設立に依て實現するの事實を否要件を中央銀行の設立に依て實現するの事實を否

於て 資金の融通を仰ぐが為めに生ずるものにして、 銀行 三と爲すを得。 準備金保有に由り一國信用組織の基礎たる責任の 部叉は全部獨占に由る通貨の支配、(三)他銀行 自行に所有せず、 分ちて(一)國庫事務の管掌、 歐洲諸國に於ける中央銀行の特殊職務 中 の準備金を保管し、 央銀行の職務は唯此一點に存すると云ふ きの観め 以 金を引出し、 ----國準備金の集中所となり、 就中最後の職分は、 りとす。 必要を生ずるに隨て、 越は再割引、 他銀行は平時其 (二)紙幣發行權の 貸付の法に依て 中央銀行 或る意味に 準備金を 中央銀 it 加 他 8 行

**戦争以前よる其萌芽を發し、國立銀行制度の創設行はるゝ處なるが、米國に於てる此趨勢は、南北準備金の集中は中央銀行の發達と共に、各國に** 

歐洲に倍加せる預金債務を負ひい K, 兩者の 3 を集中するは一の疑問なり、 方、 協力に俟つよりも、 點より見るも、 行の有する責任も亦甚だ漠然たるを免かれず。此 に於けるが如く一處に集中するに至らず、 單に其大勢に歸嚮せんとするに止まり、 事質あり、加かるに米國に於ける準備金の集中は、 準備市の銀行は、歐洲の中央銀行と異なり、其責 紐育其他の準備市に於ける銀行の保有する所に係 に於ける少數の理事者に依て有効なる行動を爲す 任を輕視し、 間に於て其外觀を同ふすれども、 と共に發達し、 然れども米國に於て、 歐洲諸國に於けると同 米國の制度を改良するの道なるてと明なり、 斯る準備金集中の 間大に注意を要す可きものあり。 當然採るべきの方策を了解せざるの 準備市に於ける數多の銀行業者の 現今に於ては準備金は、 寧ろ中央銀行を設立し 傾向は歐洲諸國と米國との 中央銀行を新設したる曉 一の程度に於て準備金 藍し米國の銀行 其質質に至ては 加ふるに 赤だ歐洲 即占米國 主とし 隨て銀 一銀行 初二

保持するに於ては、 保有 定まるものにして、 營業は危險なる狀態に陷るてとある可し。 る營業資金並に取引の範圍に擴張を示さんか、 宜を重んずるの念慮と他銀行資力の程度とに依 央準備市並に準備市に於ける銀行の利付預 需要ある時には、 得ざるものと認むる一方に、 くして、 o 然を他銀行は自己の準備金を營業上に供用 更に中央銀行は預金を無利子として能く せず、 額の準備金を保有するの必要あるは勿論にし 諸國に於けるが如く、 の程度に於ては預金の一部は、 方に る廣 中央銀行の勢力の失墜を防ぐを得べきな 得るや否やは、 現行の程度に於て、 7 備金の集中 、他銀行の掌中に留まる事明かなり 中央銀行に融通を依賴す可く 一般に推論を下すを得ざるも、 中央銀行は聊か其責任を輕く 中央銀行のみ準備金を 資金に對して不時の 他銀行 一國 中央銀行に於け 必ず中央銀行 が準備金を 左れ 金吸收 の便 ið

> に、 發行 就て見れば紙幣は事 ならざるなり。 準備金政策實行の為めに行ふ方針は英蘭銀 とあり、 金の殘高は往々少額にして以て賴むに足らざるて 其運用の必要條件に非ざる事是れなり、 むる價値 形態を以て、 發行標は多く用を爲るず、 叉紙幣發行檔の如き、 の二職務は中央銀行の運用を有効ならし ある要素には 目を要するは、図 信用を擴張するを得る國に於ても 質金證券に外ならざる 相違なけれ 叉中央銀行が紙幣 英蘭銀行の質例に どる 即ち國庫 行と異 ずしる が故

香人は以下、中央銀行の職分を(一)平時、(二) 警戒期、(三)恐慌期の三期に區別し、各時期に於 警戒期、(三)恐慌期の三期に區別し、各時期に於 での適用を見るを得べきや否やを論せんとす。

に比して大差あるてとなし。中央銀行は通常法令單純にして且つ一定の規律を履み、他銀行の業務平時に於ける中央銀行の業務は、其性質比較的では、「「「」」」

にして 行は一般の信用を確保する為め付を増加せしめざる可からず。 國金融市場の支柱となるものなれば、 額の準備金を必要とするに至る可し。 中央準備金集中制度の原則に反するの甚 變に際し、 為めに外なら ずして、寧ろ中央銀行の基礎を鞏固ならし 等の資産が 0 に徴するに、 等の目的物に 運用の健全を期するの必要を生ず可く、 定、 を全かせんが 此方針を取るは、 小如何に依て異なる所あり 比率を見出す 寧ろ斯る場合には中央銀行は進んで其貨 又は健全なる に就ては、 其貸付及び投資を回收するが 容易に取立又は ず 爲めには、 思ふに中央銀行は其性質上、 對して貸付及び投資を行 能はざる可も。近來各國の實 央銀行は能く自己の責任を 一國の經濟狀態及び其信用 する爲め、 金融上の事變に際 信用債務に對して多 弦に於てか中央銀 其業務を保守に 心依 適當なる一 金融上の 尤も此準備 加" 爲めに非 如きは、 しきもの かを常 ひる 又其

於ては中央銀行は増加する銀行業務の一小部分を於て之を得るに苦しまざりしが、近年西歐諸國に 所たらんが爲め、 掌るに過ぎず。 點と爲らざるを得す。 引下 のに 率を適用するが如き亦此大勢を沮止せんとするも 其得意先に對しては特に公定步合に依らず 争するや、 何等餘裕を見ざることゝ爲り、 力を盡くして、 金の融通を行はざるを以て、 場の發展の結 爲めに、 げ、以て此不便を除かんとの説あれ 中央銀行は、 の準備金を備 ならず。 蠶食せらるいに至れり、近時英蘭銀行が 他銀行の資力缺乏せる時に中央銀行に 其缺を補ふ弦に於て 中央銀行の業務は 或は公定歩合を市 平時に於ては其全力を擧げ 恐慌時に於ける一國資金の貯藏 ふるに至れり。 般に二十年 從來中央銀行が他銀行 他銀行は常に貸付能 米國銀行制度の弱 次第に他銀行 前と比較 び國際的金融 か貸付能力に 歐洲に於て 率の程度に £ 8, して て資 (1)

雜

71

公定步 どな **亦常に不安なるに於てをや、** として、 増發を必要とするの説あるも亦偶然なりとせず。 行業例改正 半に上る千五百萬磅以上の増加額を示 務に變動を及ぼして已まざる可し、 歐洲諸國に於て既に、 國銀行に於ても亦同一の事實を生ず。 銀行 ふる際 (1) 近毎季節末に於ける諸種支拂の輻輳及び信用 一方中央銀行の 之尨大なる我信用 增 合の引下は軈て市場利率の引下を惹起す可 K 既設の の生命たる最上の營業を困難ならしむ 於ける、 に際し、 と共に重大と爲り、 の目的を達すること難かる可し。 假に米國に中央銀行設立せられたり 有力なる銀行と競争するに於 英關銀 投機心 各季末に於て無税制限外紙幣 中央銀行の業務は 行貸出高が平常貸出高の 旺盛を極め、 組織は常 其困難思ふ可 最近數年問 に中 況や米國は の業務擴 央銀行の 市場の 今回の同銀 Ħ 各年末 々困難 獨逃帝 張殊 7 75

は以上中央銀行普通業務の梗概を叙述し

國の豫算は收支適合の原則を尊重して、 と爲り、 近し來る可く、 めに異常なる程度に増進する事なきと同時に 隨て中央銀行の責任及び能力は、 を除き、 るいを以て、 市中割引歩合は資金の逼迫と共に、 得べし。蓋し國庫の收入、 掌する以上は の不投合及び は勿論、 就て論せんに、 を運用するを得べし。 金は大體に於て規則正しく運用 銀行は豫め需要の起る時を察し 多額の收入剩餘の存する場合甚だ少なし 資金の死滅を防ぐを得ればなり。 彼の獨立國庫制度の下に於ける資金語給 會計年度の終期又は戰時公債發行後 金融の疏通を 斯くて中央銀行の 元來中央銀行が は之が爲めに費用を節約し得る 极及 支出に超過せんには、 傷害するの思を除くを び紙幣發行の二職務 國庫金の取扱を管 國庫金取扱の為 割引業務は繁忙 公定步合に接 7 せらるいを以 以て國庫 編成せら 今日各

然らば米國に於ける狀況は如何、 國に於ける國庫金取扱の便宜斯の如 元來米岐の收入

百八年 たるが 資金供給の上より見れば、 莫大なる剩餘金を運用せんとするか、 於ける殘高の最高額合計 に此需要に應せんとするには中央銀行は多數 **殘高に對して相當の需要を存す可しと雖も、** 資金の融通は、 干の支店を各地方に有するを以て、 ( を有せざる可からず、曩に英蘭銀行の例を引抄 虚せ は 情の下に於て米國中央銀行は、 0) に豫算制度の缺點とし 融通の便を供するに至るに 増減を基しくし、 時勢の 米國中央銀行の有す可き支店の數々を舉げ に於ては、 ずして配當 於て、 此場合に於ては之を適用するを得ず。 支店敷は少なきる、 變遷に伴つて 各銀行は其本據を 軈て支店制度の効果に依て全國 せらる 現に千九百五 以上に至り **谷地方又各人の間に此** 7 して、 倫敦諸銀行に せらる 經費は收入の狀態 。倫敦に構 如何に 英獨佛三國に 假令ひ英蘭銀 し程なり。 固より現在 年乃至千儿 米國に 1. 少な 直接 の支

> 見ず、 銀行以 或る二 જે. 般に分配せんとするには、 托せし 收の方法程度等を定む可きや。 為すの必要ある可し。 即ち米國に於て、 著しき差別を存せざるなり。 なきに非ざるも、 けると同 批評を発れざる可し。 せざる結果、資金の運用に故障を生せざるを得ず 中央銀行に於ける國庫金取扱 定の場合に必ず剩餘國庫金を國立銀行に預 叉現行制度に修正を加 對する貸付 國立銀行並に一萬五千の州立銀行に貸付を の方法に依て、 と為する是れ亦今日 斯くては現行制度と大差あるを 割當額、 中央銀行が其資金を最も廣く 或は現行國庫制度の下に於 然る銀行は如何にして、各 、寧ろ銀行集中制度の存 擔保の査定及び資金回 總ての地方に散在する 國庫金を分配するの道 何れの點よりする 0) の職務は不満の 制度に對し をして、

症を救 する萬能薬を以て目せられ、又中央銀行 の仲縮自在は、 **8適當の機關と見做さる♪** 一般に金融上の疾病 જ

73

髂殺行制限の以内に在り、 以て、之に應ずるを得べきが如し、然れども 季節に於ける資金の需要は、 は幾んど五千萬弗に上ると謂ふ、 との差は玉億法にも及べり、 五十億法に垂んとし、 幣流通平均高は年々増加し、 紙幣の仙縮に多少の制 銀行の如 る米國支店制度卽ち銀行集中制度の不備は玆に其 額の金貨金塊準備を要し、 小切手流通普及せりと雖も、 一年間に於ける國立銀行の報告に徵するに、 一般を窺ふを得べし。今紙幣流通の狀態を見る 佛國に於て小切手制度の普及せざる結果、 絕對的に、 廻と共に、資金に對する需要を喚起し、最近 É 各農産物出廻地方に資金を供給する 紙幣の増強を為さん 中央銀行の職務に非ず 其最大流通高と最小流通高 其他の諸國に於ても とするには、

限を付せざるものなきを以 隨て佛國同様の制度を 優に佛蘭西銀行の紙 近時に於ては幾んど 尚ほ秋季に於ける農 左れば米國金融 て米國に於ては 現に英蘭 其額 るが故に、 項は一國に於ける小切手流通の有無多少にして、 たる貨幣に代つて流通に供せられ 利用せられ、 行が發行する場合に於けるよりも、 に對する需要は決 る資格を備 の時期並に是等地方の銀行のみに限られず、 に充つるは法合の規定を以て之を禁ずることあり むるに困難を感せざるを得ず。 金の増減は常に現金、或は紙幣の伸縮に依て定ま とするも、 佝ほ、 準備金として利用せらるい 如き小切手制度普及せざる國に於て 紙幣獲行を獨占せんか 紙幣流通の狀況に影響を及ぼす重要の事 中央銀行は各銀行 紙幣に 佝ほ紙幣は、 切手制度普及せる英米に於 各銀行は紙幣に對する需要を増加す 隨て預金に對する準備金として、 して減ずるに至らざる可し。 對する需要は、 若し《中央銀行が紙幣の發行を

從來流通の用に供せられ

に至るを以て紙幣

τ

は、

而して此貨幣

間に於ける割當を定

紙幣は多數競争銀

一銀

貨幣の完全な

或は紙幣を準備金

豐にするを得べし。 に紙幣 米國に於ては信用貸付の利用せらる、結果、 發行せられ 界に多大の禍害を流すに至る可し。 收縮は金融界を攪亂するを以て、 の銀行に於ては再割引に依て、 發達せる國に於ける中央銀行の紙幣發行は、 囘收を得るてと困難なり。 收縮するに非ざれば、 及は經營の方法に關して、 者をして克く此事實を了解せしめ、 は要求排の債務なれば、 らしむるは一利一害の存するものなり。 脈地發の 之に幾倍する預金を支へ、 は貸付の増減に依て定まるを以 流通貨幣に代つて、 傾向を有するものにし たる紙幣の囘收は、 のみが、其貸付能力を表示するに反し 需要に對 斯る事情の下 之を爲すてと難く、 紙幣の發行を伸縮自 四時の取付は却て銀行業 然らば預金信用制度 銀行業者の 準備金として用 中央銀行より得た 中央銀行が貸出を にては、 紙幣の迅速なる 以て營業資金を ~ 尚は資金に對 随て其準備金 逐には金融 蓋し預金 然も其 一度 常に 一般 在 (2)

> 要なる 優れるに若かず、彼の季節的需要に應ずるが如き 各銀行が常に貸付の全能力を盡くるずして、 に於ては、 達せざる國に於ては紙幣の伸縮自在なるは最も肝 ならしむるの效果あればなり。 可しと雖る、 信用擴張の必要よりは寧ろ現制改善の かんか 米國の如き事情の異なるもの 、自ら目的を達するを得べ 固より預金銀行發 (次號完結)

75